

## 栃木市地域包括支援センター運営規程(概要)

事業所名	栃木市大平地域包括支援センター
介護保険事業所番号	栃木県指定 第 0900300104 号
指定年月日	平成22年3月29日
所在地	栃木市大平町富田558
連絡先	電話番号 0282-43-9226 FAX 番号 0282-43-8811 メール o-houkatsu@city.tochigi.lg.jp
業務日	月曜日から金曜日 (土日祝祭日 12月29日から翌年1月3日を除く)
業務時間	午前8時30分～午後5時15分
職員体制及び 職務内容	○管理者 橋本 美羽(保健師2名のうち1名が兼務) 利用申し込みの調整、業務実施状況の把握 及び管理 ○保健師 2名 介護予防ケアマネジメント事業の実施 ○社会福祉士 2名 権利擁護や虐待防止等の地域支援の総合 相談業務の実施 ○介護支援専門員 2名 支援困難事例へ助言等の包括的継続的 マネジメントの実施
事業実施地域	大平地域全域

## 【介護予防支援事業の目的】

地域包括支援センター職員が、要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定介護予防支援を提供し、利用者または家族の方の福祉の増進等を図ることを目的とします。

## 【運営の方針】

(1) センターは、利用者の心身の特性をふまえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して事業を行います。

(2) センターは、事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、指定介護予防サービスの提供が、特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。

(3) センターは、事業の実施にあたっては、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、自発的なサービス活動を行う住民を含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。

## 【介護予防ケアマネジメント・介護予防支援の内容】

- ①ケアプランの作成
- ②介護予防サービス事業所等との連絡調整
- ③サービスの実施状況の把握及び評価
- ④給付管理
- ⑤介護サービス等に関する相談業務
- ⑥利用者と関係医療機関との連携
- ⑦利用者の権利擁護に係る連絡調整

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援費については、厚生労働省の定める基準によるものとします。但し保険料の滞納により給付制限が生じ、一時的に全額ご負担いただく場合があります。

## 【秘密の保持と個人情報の保護について】

### (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持

センターは、サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

### (2) 個人情報の保護

センターは、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情報を用いません。

## 【事故発生時の対応】

利用者に対する介護予防ケアマネジメント・介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、保険者に報告するものとします。

## 【苦情処理の体制】

センター(居宅介護支援事業所に委託している場合も含む)が作成したケアプラン、又は、これに基づいて提供された介護予防・生活支援サービス及び介護予防サービスに関する相談や苦情に対して速やかに対応を行います。相談や苦情がある場合にはお申し出ください。

### ○地域包括支援センターの苦情相談窓口

☆担当者:橋本 美羽(管理者)

電話番号 0282-43-9226

### ○介護保険の相談や苦情に関する相談窓口

☆市の窓口:栃木市高齢介護課介護保険係

電話番号 0282-21-2251

☆公的団体の窓口:栃木県国民健康保険団体連合会

電話番号 028-643-2220

## 【事業所の運営】

### (1) ハラスメント対策の強化

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援の提供を確保する観点から、ハラスメント防止の対策を行います。

### (2) 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対する介護予防ケアマネジメント・介護予防支援が継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を行います。

### (3) 感染症対策の強化

感染症が発生及びまん延等を防止するため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施等を行います。

### (4) 運営規程の掲示について

運営規程等の掲示について、書面掲示に加え、ホームページに掲載・公表します。

### (5) 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の配置を行います。

### (6) 会議や多職種連携における ICT(情報通信技術)の活用

運営基準において実施が求められる各種会議について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等の活用を行います。

### (7) 電磁的記録について

書面で行うことが規定又は想定されるものについては、作成・保存については書面に代えて、電磁的記録により行うことができます。

また、交付、説明、同意、承諾等のうち書面で行うことが規定又は想定されるものについては、利用者及び家族の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法で行うことができます。

### (8) データベースの活用

介護保険等関連情報に関するデータベース等を活用し、介護サービスの質の向上を図る取り組みを推進します。